

明石市の防災への取組

明石市の防災体制

明石市防災会議の設置

設置根拠

災害対策基本法第16条、明石市防災会議条例

所掌事務

- (1) 明石市地域防災計画を作成し、その実施を推進
- (2) 市の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議し、市長に意見を述べる
- (4) その他法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

地域防災計画・水防計画



明石市の防災体制

災害対策本部の編成

災害対策本部長(市長)

副本部長(副市長)

危機管理監

副本部長(副市長)

事務局

- ・災害対策本部設置
- ・本部会議開催

総務部

- ・災害救助法適用業務
- ・災害情報整理
- ・職員管理

広報部

- ・報道機関との連絡、調整
- ・災害広報活動
- ・災害情報伝達

調査部

- ・庁舎施設管理
- ・災害予算編成
- ・罹災証明発行

消防活動部

- ・被災者救助
- ・被害状況把握

援護部

- ・要配慮者対策
- ・ボランティア受入

避難部

- ・避難所開設、運営
- ・応急教育

活動部

- ・公共施設の被害状況把握、災害対策
- ・建築物応急危険度判定

上下水道部

- ・給水活動
- ・水道施設復旧
- ・下水道施設に係る災害活動

支援部

- ・食糧、物資の調達配付
- ・救援物資受入

医療部

- ・救護所の開閉
- ・医師会、市民病院等との連携
- ・感染症対策

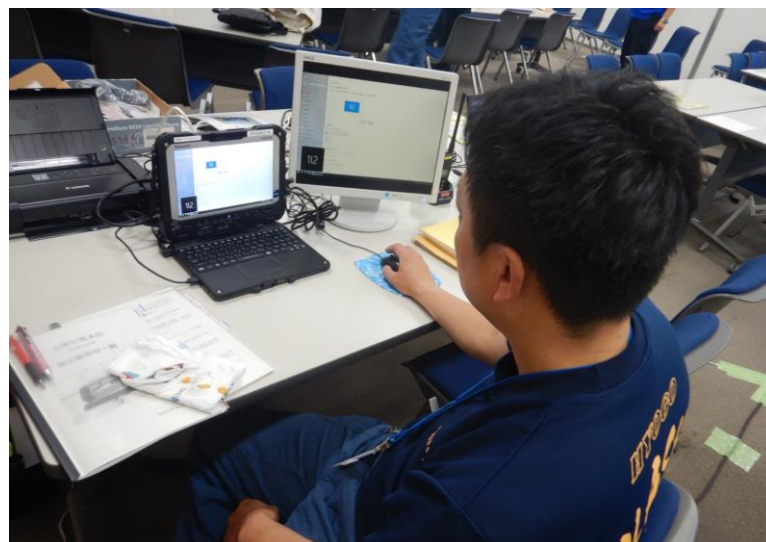
環境部

- ・災害廃棄物の処理
- ・遺体の収容、埋火葬

災害対策本部の立上げ条件

区 分		条 件
地震 津波	地震の場合	震度4であり、被害状況に応じて、災害応急対策を実施するため市長が必要と認めた場合
		震度5弱以上の場合
		南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
	津波の場合	津波警報が発表された場合
イメージ		平常体制 → 地震 → 災害対策本部体制
風水害	大雨、洪水 高潮の場合	市域の全域にわたって災害が発生した場合 大規模の災害が発生する恐れがある場合 局地的災害であっても被害が甚大な場合
	イメージ	平常体制 → 警報 → 水防本部体制 (警戒体制～活動体制) → 発災 → 災害対策本部体制

災害対策本部等開設・運営訓練



令和7年7月31日実施の訓練

災害対策本部をウィズあかし(アスパア7階)に変更して開設

被害集計

被害集計	人数
死亡	85人
重症	180人
軽症	1,020人
行方不明	50人

建物被害

建物被害	数
全壊	約1,600棟
半壊	約2,800棟
一部損壊	

避難所の状況

避難所の状況	避難者数	内訳
避難所A	40人	10人
避難所B	850人	60人
避難所C	550人	60人
避難所D	7,000人	100人
避難所E	350人	10人
避難所F	800人	50人
避難所G	1,100人	100人
避難所H	650人	44人

避難所の状況

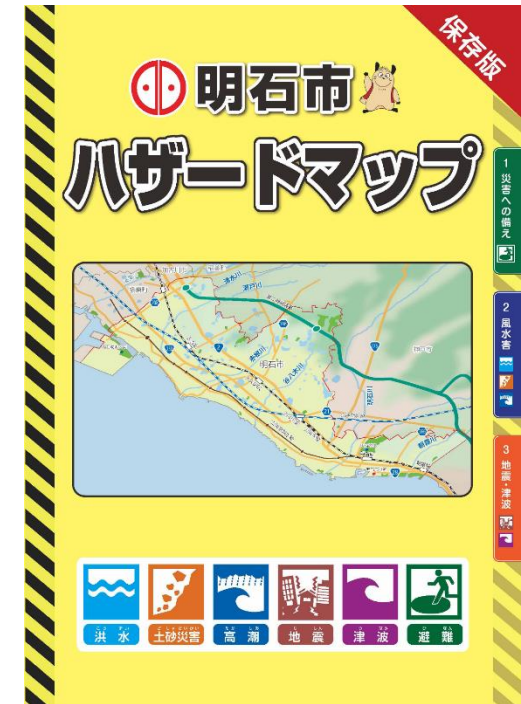
避難所の状況	避難者数	内訳
避難所A	40人	10人
避難所B	850人	60人
避難所C	550人	60人
避難所D	7,000人	100人
避難所E	350人	10人
避難所F	800人	50人
避難所G	1,100人	100人
避難所H	650人	44人

啓発・予防・情報伝達

ハザードマップの全戸配布

明石市で想定される地震による災害、豪雨や台風時の浸水についての情報をお知らせ

- 1 災害への備え
- 2 風水害
- 3 地震・津波



情報伝達

市

防災行政無線

広報車

市広報紙臨時号

マスメディア

テレビ

ラジオ

新聞

インターネット・スマホ

防災ネットあかし

明石市公式LINE

X

緊急速報メール

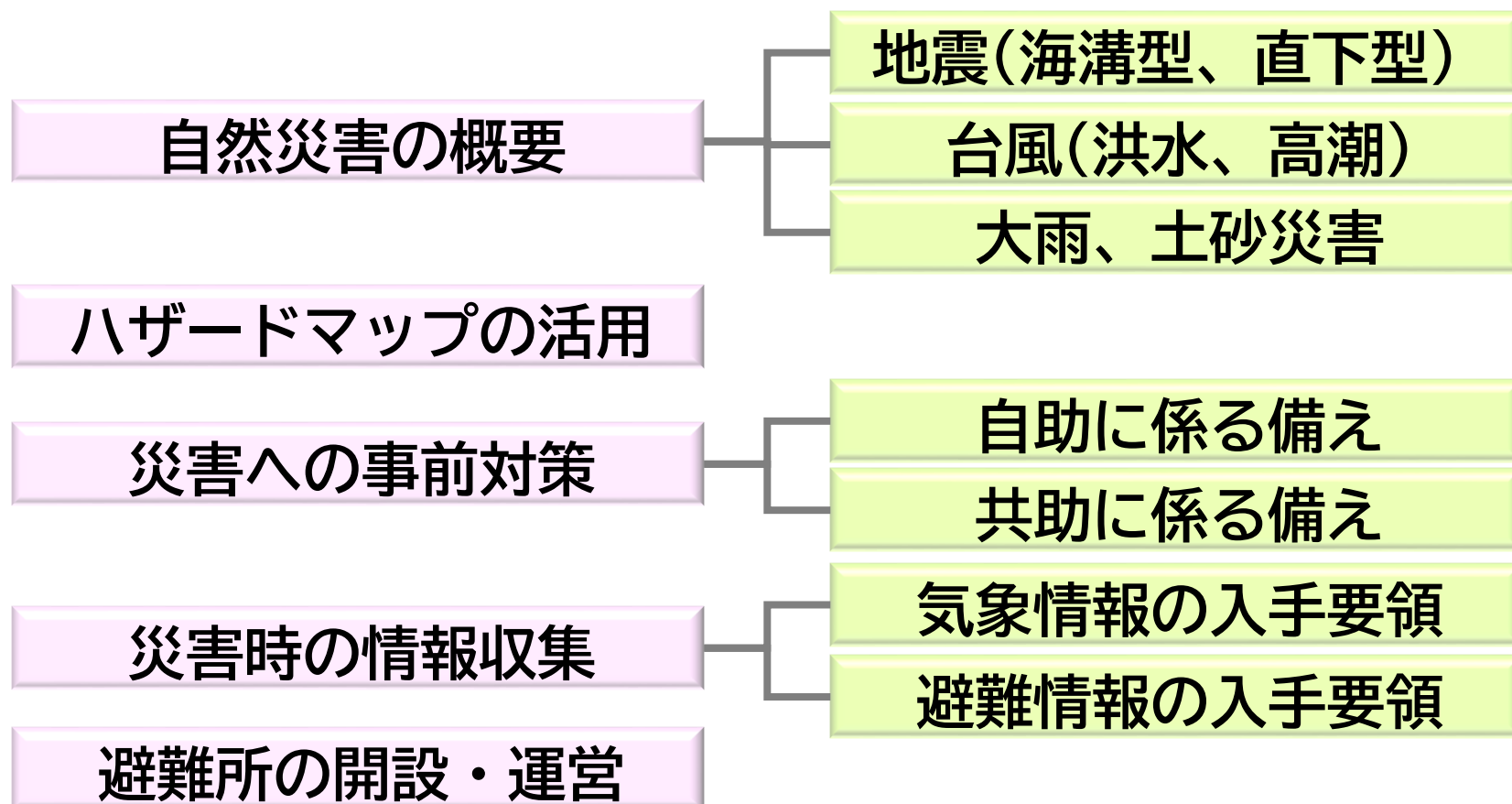
エリアメール

Facebook

防災出前講座

各まちづくり協議会、自治会、学校、各種団体(約70回/年)

講話において共通して提供する場合 (一例)



防災出前講座

小学校での防災授業



地域での図上訓練 (DIG)



校区防災訓練への参加



外国人のための防災講座



防災訓練の実施

目 的

避難所運営を主体とした活動を地域の方、障害当事者の方等に体験いただき、自助力及び地域防災力を向上する。

主な取組

- ◇ 高齢者、乳幼児、女性、障害当事者等に配慮した避難所の開設・運営の体験
- ◇ 自宅からの避難所までの避難経路確認

時間、場所

- ◇ 11月第2日曜日の午前中（9時～12時）
- ◇ 各小学校（沿岸部を優先）

ストーリー

強い地震の発生により、住民が避難を開始したストーリー

避難訓練～指定避難所での受付

避難（自宅～指定避難所）



避難（自宅～指定避難所）



受付（避難者名簿記入）



受付（避難者名簿提出）



避難所開設①

避難所開設（一般居住区域）



避難所開設（福祉避難室）



避難所開設（女性更衣室）



避難所開設（乳幼児避難スペース）



避難所開設②

避難所開設（ペットスペース）



避難所開設（物資集積所）



給水所



給電車両による受電



人命救助、災害復旧に活動する機関等

装備展示（消防局、消防団）



装備展示（兵庫県警察機動隊）



装備展示（陸上自衛隊）



兵庫県南部地震30年パネル展



明石市の備蓄

市内に、8か所の備蓄倉庫を整備し、必要物資を保管
9か所の飲料水兼用耐震性貯水槽を整備し、水を確保

市内の指定避難所
28小学校
13中学校
物資を備蓄

金ヶ崎公園

消防庁舎

明石海浜公園

上ヶ池公園

朝霧公園

八木遺跡公園

松江公園

望海浜公園

明石市民病院

大蔵海岸公園

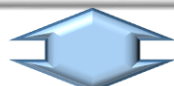
- 備蓄倉庫、耐震性貯水槽整備
- 耐震性貯水槽のみ整備
- 備蓄倉庫のみ整備



明石市の備蓄（主要物資の備蓄量）

指定避難所(市内小・中学校)の備蓄量

指定避難所の想定収容人数 150～200人（1人当たり面積：3㎡）



食 糧		飲料水 (500ml)	トイレ	毛 布	防水シート
アルファ米	パン (長期保存)				
300～ 500食	150～ 400食	288本	13セット (スチール12 身障者用1)	150～ 250枚	30枚

市備蓄倉庫（市内8か所の公園）

食 糧		水	トイレ	その他
アルファ米	パン			
9,800	19,000	90万ℓ	1,000	下着、おむつ、生理用品 ガスコンロ等必要数

明石市の備蓄（様々なニーズに対応した備蓄）

段ボールベッド



パーティション



仮設トイレ



このほか、

乳幼児用のおやつ
粉ミルク
哺乳瓶、紙おむつ
男性用肌着
女性用肌着 など

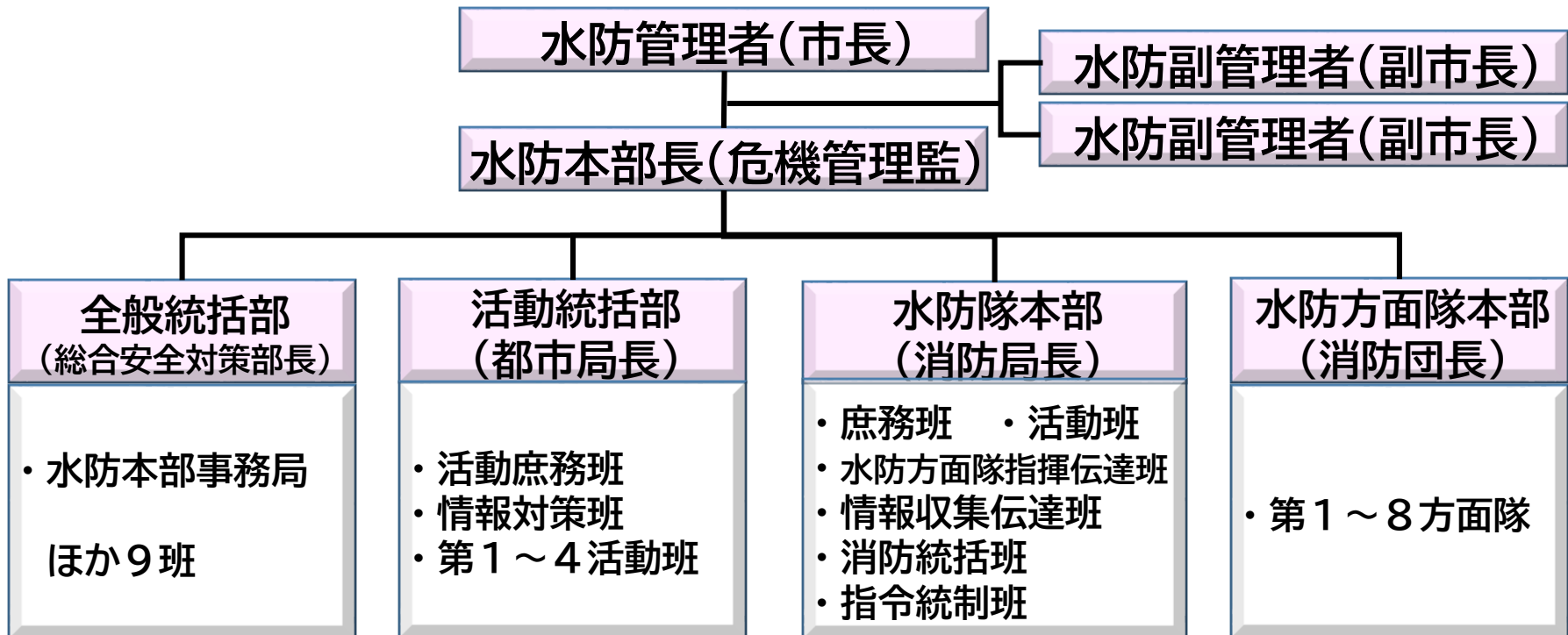


風水害（台風・豪雨）対応

明石市水防計画の策定

水防法第33条に基づき、市内の河川、海岸、港湾、ため池、内水等に対する水防上必要な事項について示している。

水防組織



風水害（台風・豪雨）対応

水防班長会議

市役所内の水防関係者に対し、水防体制及び出水期の対応について認識を共有する。

水防隊連絡会議

水防本部と水防方面隊相互の連絡・協調を図るため毎年開催。水防活動時の消防団の役割や活動内容を確認。

現地調査

●水防警戒箇所現地調査

- ・土砂災害警戒区域 30ヵ所
（内3ヵ所は特別警戒区域を含む）
- ・特に警戒を要するため池 8ヵ所

●防潮ゲートの点検

●樋門点検



風水害（台風・豪雨）対応

水防訓練

目 的

河川の氾濫及び土砂災害に備え、水防活動の基礎となる土のうによる水防工法及び協定機関による水防工法を実施することにより、水防活動における知識及び技術の向上と水防関係組織の連携強化を図る。

訓練内容

土のう作成、水防土のう工法訓練 など



風水害（台風・豪雨）対応

近年の水防活動の実施

2023年度	6月2日（月）	【大雨洪水警報・土砂災害警戒情報発表】
	体制 被害状況 避難情報 避難所開設	活動準備体制 人的被害、物的被害 なし 発令なし なし
	8月14日（月）～15日（火）	台風7号【大雨暴風波浪洪水警報発表】
	体制 被害状況 避難情報 避難所開設	活動準備体制 人的被害、物的被害 なし 発令なし 8世帯（9名）
2024年度	5月28日（火）	【大雨（浸水害）洪水警報発表】
	体制 被害状況 避難情報 避難所開設	警戒体制 人的被害、物的被害 なし 発令なし なし

要配慮者への支援

ひなんサポーター研修

要配慮者を支援する体制を強化するため、サポーターとなる地域の方に研修会を開催（3回/令和5年度～6年度）



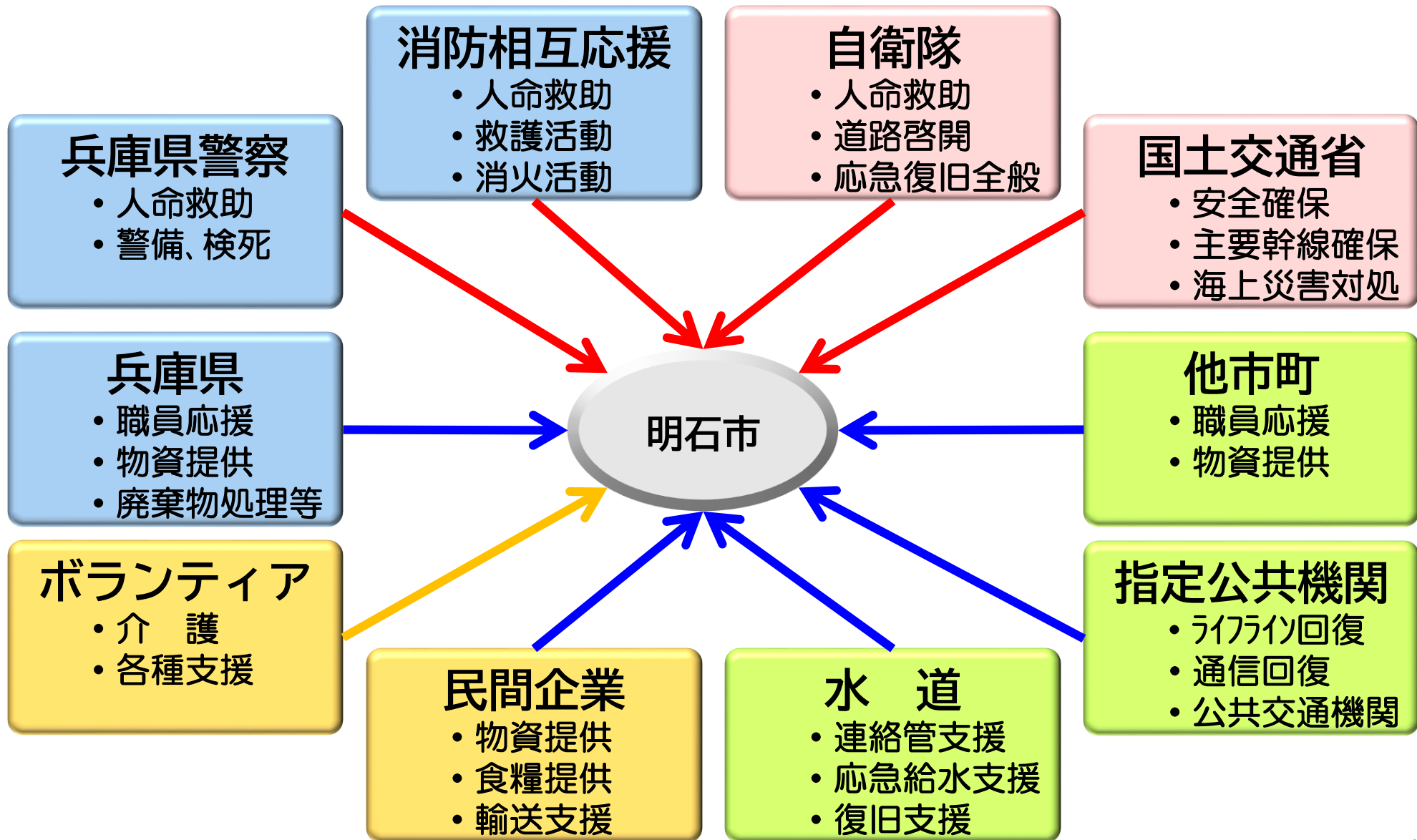
個別避難計画の推進

要配慮者における個別避難計画の策定

一部、計画に基づき避難訓練実施



関係機関との連携



不当要求行為等の対策について

不当要求行為の概要について

不当要求行為とは

明石市法令遵守の推進等に関する条例第2条第13号

職員に対し、本市事務事業又は当該職員の職務に関して
違法又は不当な行為をするよう要求する行為
暴力的な行為その他職務の障害となる行為を用いて要望、提案等を行う行為
その他職員の公正な職務の執行を妨げる行為

基準をまげて、税金、使用料等の減免を求める
建築違反の取り消しを求める
特定した者の市職員採用を求める
度を越えた見舞金を求める
大声を出したり、机を叩いたりして要求を通そうとする
担当者の説明を聞かず、執拗に上司との面談を求める
同じ主張を繰り返し長時間居座る
不要な業務委託や書籍購入を強要する
暴行、脅迫、器物損壊、放火等不法行為を行う

【条例制定時に66項目のガイドラインを規定】



カスハラ
含まれる

カスハラと不当要求行為の関係性

意見・要望・苦情等

カスタマーハラスメント

暴言、謝罪要求、時間拘束、SNSへの画像投稿、セクハラ行為等

不当要求行為

- ①違法・不当な行為をするよう要求
- ②暴力的・職務の障害となる行為を用いた要望提案
- ③公正な職務執行を妨害

該当する行為をガイドラインに規定

犯罪行為

公務執行妨害
暴行、脅迫等

明石市の取り組みの経緯

H15.10～

- ・ 反社会的勢力等による不当要求行為が問題化、現役警察官の出向制度開始

H16.7～

- ・ 明石市不当要求行為等に関する規則
- ・ 明石市不当要求行為等対策要綱

H22.7～

- ・ **明石市法令遵守の推進等に関する条例**
- ・ **同施行規則**
- ・ **明石市要望提案等及び不当要求行為の取扱いに関する規程**



- ① **提案、要望等は適正に対応します**
- ② **不当要求行為には応じません**
- ③ **不当要求をやめないときは厳正な措置をとります**

明石市の取り組みの経緯



年 度	件 数	年 度	件 数
平成 1 5 年	5 6	平成 2 6 年	3
平成 1 6 年	1 3	平成 2 7 年	0
平成 1 7 年	2	平成 2 8 年	1
平成 1 8 年	2	平成 2 9 年	0
平成 1 9 年	0	平成 3 0 年	0
平成 2 0 年	0	平成 3 1 年	0
平成 2 1 年	1	令和 2 年	0
平成 2 2 年	0	令和 3 年	0
平成 2 3 年	2	令和 4 年	1
平成 2 4 年	2	令和 5 年	1
平成 2 5 年	2	令和 6 年	3

兵庫県警から
現職警察官の
出向制度が始
まる

不当要求行為にかかる相談、現場対応

	不当要求 行為	来庁者の暴言など による現場対応	不当要求行為に関 する相談・指導 ・助言
令和2年度	0	1 0 2	2 1 7
令和3年度	0	8 6	1 4 4
令和4年度	1	5 0	9 2
令和5年度	1	5 7	9 6
令和6年度	3	8 5	1 6 8

大声を出す、長時間居座る、謝罪を要求する等の取扱い
が年々増加 ⇒ **カスハラに関する取扱いが増加**

過去と現在の不当要求行為の違い

過去

反社会的勢力に関する事案が多い

- 市長への面会要求
- 職員に対する脅迫言動
- 機関紙の購読契約の要求
- 工事の下請け参入の要求
- 公用地の買い上げ要求



現在

カスハラに関する事案が多い

- 庁舎内で大声で叫ぶ、机を叩く
- 職員に対して暴力を振るう
- 要領を得ない電話を何度も繰り返す
- 納得するまで退庁せず、長時間居座る
- 無断で職員を撮影する、録音する



行為の内容は異なっているが、
職員の業務を妨害している点では同じ

地方公共団体における発生状況

総務省によるカスハラ実態調査

2023年11月～12月、全国388自治体の一般職職員（無作為抽出）、回答者数：11,507人

過去3年間で経験した職員：**35%**
（民間企業は10.8%）

民間の約3倍

年代別

- ・20代以下：40.0%
- ・30代：44.6%
- ・40代：37.4%

非管理者、若手、男性が多い

内容

- ・執拗な言動：72.3%
- ・威圧的な言動：66.4%
- ・精神的な攻撃：52.0%

部門別

- ・広報広聴：66.3%
- ・年金保険、福祉事務所：61.5%
- ・窓口業務：59.9%、税務：55.5%

発生場所

- ・電話、メール：72.5%
- ・通常業務中の応対時：64.7%
- ・相手方の住宅、事業所：11.2%

不満のはけ口、嫌がらせが要因

不当要求行為対策の必要性

もし不当要求行為やカスハラ行為が発生すれば…



【組織に対する影響】

- 業務に支障が出る
- 公正、公平な職務執行ができない
- 不当要求を受け入れてしまうと、更に要求がエスカレートする
- 犯罪に発展するおそれ
- 市民に対する信頼の低下 等

【職員に対する影響】

- 精神的ストレスや健康悪化
- モチベーションの低下
- 離職、休職のリスク 等

行政サービスの
低下につながる

職員の公正な職務の遂行を確保し、
公正かつ公平な市政の運営を図るため

明石市の不当要求行為の対策

1 職員研修の実施

- ・ 幹部職員、新規採用職員
- ・ 窓口業務担当部署やこどもセンター等の出先機関
- ・ **対応マニュアルの発出**
- ・ 情報の集約、組織的対応

2 不審者対応訓練の実施

- ・ 刺股の使用方法
- ・ 護身術訓練の実施
- ・ 本庁舎のほか、あかし図書館や明舞サービスセンター等の関係施設でも計画的に実施

3 警察、他自治体との連携

- ・ 警察出向者の受入、OBの採用
- ・ 合同で不審者対応訓練の実施
- ・ 事件、相談等の連携した対応
- ・ 年1回近隣自治体と会議を開催

4 市民への広報啓発

- ・ ホームページ上に公開
- ・ ポスターの作成
- ・ X等の情報媒体の活用
- ・ 総務常任委員会の公開

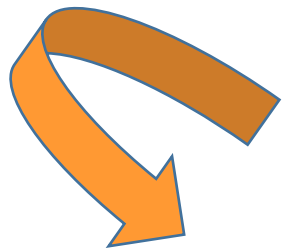
適切な市民応接と毅然とした対応の両輪

現状と今後の課題

現 状

- 毅然と対応する職員の増加、意識の浸透
- 総合安全対策室と連携対応する意識が定着
- 警察と連携した適切な対応

課 題



- 職務上、市民からの不当要求を受けやすい
- 対応に関して職員個々のレベルが異なる
- 適切な市民応接との境界について認識不足
- 市民に十分周知されていない

不当要求行為及びカスハラを防ぐためには、

◎職員に対する研修の実施

◎市民に対しては広報啓発を通じて周知していく
ことが必要不可欠

～お互いに尊重し合える社会の実現のために～

- 不当要求行為の概要、ガイドラインについて
明石市ホームページに掲載、「明石 不当要求」と検索



【検証１】 制度が社会情勢に適合しているか

- ・ 2つの事故の教訓と安全意識の継承を図るため、職員研修の実施、市管理施設の一斉点検、イベントの安全対策の検証等によりリスク管理を継続して実施しており、重大な事故は発生していない。
- ・ 県内市内ともに特殊詐欺被害が最悪の状況であることから、あらゆる広報媒体で啓発を強化するとともに、自動録音電話機補助事業や市内のすべての金融機関との連絡会議の設立など新たな取組も積極的に実施している。
- ・ 南海トラフ地震の発生が危惧されるなか、地域への出前講座や防災訓練支援、ハザードマップの全戸配付、ジェンダー・障害者・こども等を含めた多様な視点に立った避難所運営など、地域防災力の向上と防災意識の啓発を図っている。
- ・ 不当要求対策としては、市民への丁寧な応対を基本としながら、度を越えた要求等から職員を守り、公正、公平な職務の遂行を図るため、市民啓発、職員研修、訓練の実施などを実施している。また、近年、社会問題となっているカスハラ対策についても今後取り組んでいく。

【検証2】 本市にふさわしい制度か

- ・ 2001年に大蔵海岸で発生した2つの事故の教訓と安全意識の継承を図るための取組を継続して実施している。
- ・ 市内の刑法犯や特殊詐欺等の犯罪発生情報を常に注視しながら、他市の動向も踏まえ、さまざまな防犯施策に積極的に取り組んでいる。
- ・ 市の地形や地盤の特性に合わせ、災害ごとの発生リスクを示すハザードマップを、国や県の想定の見直しや、気象情報の制度変更などがあった場合には可能な限り早期に見直し、全戸配布を行ってきた。
- ・ 誰にもやさしいまちづくりを掲げる市として、ジェンダー・障害者・こども等を含めた多様な視点からの対策を地域防災計画に反映するとともに、要配慮者の避難のため、個別避難計画の策定やひなんサポーターの養成に取り組んでいる。
- ・ 誰にもやさしいまちづくりとして、不当要求対策についても、丁寧な市民応対を基本に、1件1件丁寧な見極めをしながら、要求者の特性なども踏まえた対応を実施している。

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

① 参画と協働に基づくこと

- ・ 災害対策においてジェンダー平等を実現するため、ジェンダーと防災に係る専門委員会議を開催し、ジェンダーや障害の有無、年齢や家族形態など多様な視点から求められる対策について地域防災計画に反映を行っている。
- ・ 災害対策の共助の取組を進めるため、出前講座による啓発は年間約70回を実施するほか、自主防災組織や自治会と共同での防災訓練の企画・助言・実施している。
- ・ シェイクアウト訓練やJアラート訓練など市全域での市民参加訓練も行っている。さらに地域の方と協働で行う青色防犯パトロール車での子どもの見守り活動なども実施している。

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

② 公正で透明であること

- ・ 地域防災計画、水防計画、国民保護計画を市ホームページで公表するとともに、水防計画については全自治会へ毎年配布している。また、市の防犯、防災、危機管理の取組や啓発については、SNS、防災ネット、ホームページ等を活用し、積極的な広報に努めている。

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

③ 効果的で効率的であること

- ・ 各計画については法令の改正や時勢の変化に対応した見直しを行っている。また、防犯カメラシステムや防災行政無線等、災害時の備蓄物資などは他都市の事例等について調査研究を行い、費用対効果を検証のうえ、導入し効率的な運用に努めている。

【検証3】 制度が条例の基本原則に適合しているか

④ 施策を計画的に実施し、実施結果について評価を行うこと

- ・安全管理や危機管理について「市民安全の日」を制定し、職員研修等を毎年実施するとともに、イベントの安全計画の事前事後の検証、市施設の一斉点検、市民救命士講習の実施、AEDの適正配置等を計画的に実施し、事後検証を行いながら、適宜見直しを図っている。
- ・各計画については法令の改正や時勢の変化に対応した内容にするとともに、審議会等で今までの取組の評価を行ったうえで、見直しを行っている。また、台風や大雨などで対応を行った際には、都度関係課や市民の声を踏まえた事後検証を行っており、次回への改善を図っている。